

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
大洗研究開発センター(北地区)  
原子炉施設  
平成29年度(第3回)保安検査報告書

平成30年 2月  
原子力規制委員会

# 目 次

## 1. 実施概要

- (1) 保安検査実施期間
- (2) 検査担当実施者

## 2. 保安検査内容

- (1) 基本検査項目
- (2) 追加検査項目

## 3. 保安検査結果

- (1) 総合評価
- (2) 個別検査結果
- (3) 違反事項(監視すべき事項を除く。)

## 4. 過去の違反事項(監視すべき事項を除く。)に対する事業者の措置状況

## 5. 特記事項等

## 1. 実施概要

### (1) 保安検査実施期間(詳細は別添1参照)

平成29年11月14日(火)～11月17日(金)

### (2) 保安検査実施者

東海・大洗原子力規制事務所

原子力保安検査官 安部 英昭

原子力保安検査官 星 勉

核燃料施設等監視部門

原子力保安検査官 大向 繁勝

原子力保安検査官 沖田 真一

原子力保安検査官 榎見 亮司 他

## 2. 保安検査内容

### (1) 基本検査項目

- ① 予防処置の実施状況
- ② 高経年化対策の実施状況
- ③ 不適合管理の実施状況

### (2) 追加検査項目

なし

## 3. 保安検査結果

### (1) 総合評価

今回の保安検査においては、「予防処置の実施状況」、「高経年化対策の実施状況」、「不適合管理の実施状況」を検査項目として、資料確認及び聴取等によって検査を実施した。検査の結果、保安検査を行った範囲においては、保安規定違反となる事項は認められなかった。

「予防処置の実施状況」については、大洗研究開発センターの使用施設の燃料研究棟における、核燃料物質の飛散に伴う作業員の汚染事故(以下「燃研棟事故」という。)を踏まえて、前回保安検査に引き続き、事故対応に必要な資機材の整備等に関する改善の実施状況、並びにグリーンハウス設置訓練の実施状況等について確認した。

「高経年化対策の実施状況」については、高経年化対策としてJMTRのタンクヤード内配管、タンクの更新工事を実施中であり、放射線作業の安全対策等の実施状況、JMTRにおける常駐業者の管理、及び排気ダクトを含む施設の巡視、点検の実施状況等について確認した。

「不適合管理の実施状況」については、前回の平成29年度第2回保安検査において、施設定期検査期間が長期に及ぶ場合の施設定期自主検査、並びにHTTRにおける文書管理について、改善すべき事項が確認されており、不適合管理を実施していることから、その対応状況について確認した。

なお、「予防処置の実施状況」については、検査の過程で確認された事実を踏まえて、事業者において、より実践に近い訓練実施計画を立案するため、関係拠点間での事前のコミュニケーションを図った上で、訓練を実施していくこと、施設内でグリーンハウス設置が必要な場所に対応した資材を整備すること、 $\alpha$ 核種による身体汚染の汚染検査訓練を実施すること等について自主的に改善することとなり、燃研棟事故を踏まえた対応処置が引き続き実施されること、また、「不適合管理の実施状況」については、施設定期検査期間が長期に及ぶ場合の施設定期自主検査等について、是正措置計画に従って引き続き改善活動が実施されることから、これらについて、今後も保安検査等において確認することとする。

## (2) 検査結果

### 1) 基本検査項目

#### ① 予防処置の実施状況

燃研棟における核燃料物質の飛散に伴う作業員の汚染事故に関して、平成29年度第2回保安検査に引き続き、事故対応に必要な資機材の整備及び要領書等に関する改善の実施状況、並びにグリーンハウス設置訓練の実施状況について確認した。

#### (a) 汚染事故対応に係る設備の調査・検討について

汚染事故の水平展開として実施中の汚染事故対応に係る設備の調査・検討の対応状況を「業務連絡書 大洗汚染事故に係る緊急時対応について(水平展開)」、「HTTR品質保証委員会議事録」、「HTTR放射線安全作業マニュアル新旧対応表」、「身体除染キット点検表」、「除染用シャワー点検表」等の資料及び聴取により確認した。

- ・平成29年8月、安全・核セキュリティ統括部長(以下「安核部長」という。)は、汚染事故の水平展開として、シャワーや身体除染設備の汚染事故対応に必要な設備を対象として、各拠点に調査・検討を業務連絡書により指示したこと、これを受けて大洗研の管理責任者は、業務連絡書により各部長に対して当該指示を行ったことを確認した。
- ・高温工学試験研究炉部長は、上記の管理責任者の指示に基づき、運転管理課長に、調査・検討結果の取りまとめを指示し、HTTR品質保証委員会での審議を経て、部長に答申し、平成29年9月、部長は管理責任者に報告していること。当該報告では、シャワーは1基設置されており温水が使用可能であることを確認したこと、汚染事故対応に関する要領等の記載について、改善すべき事項があること、HTTR放射線安全

作業マニュアルの改正等に関する緊急時対応改善計画を作成したこと等を報告したことを確認した。

- ・平成29年9月、HTTR品質保証委員会においては、部長から諮問されたHTTR放射線安全作業マニュアルの改正について審議し、了承された後、部長に答申し、部長は平成29年10月から施行するとし部内に周知したこと、当該改正において、緊急防護機材、除染キット、シャワー設備についてHTTR運転管理課長が、毎月、数量等をチェックするとし、実施していること、グリーンハウスについては使用可能な状態であることを確認した。
- ・材料試験炉部長は、上記の管理責任者の指示に基づき、材料試験炉部の業務課長に、調査・検討結果の取りまとめを指示し、部品質保証技術検討会での審議を経て、部長に答申し、平成29年9月、部長は管理責任者へ報告していること。当該報告において、除染キットについて部内放射線安全作業マニュアルにキットの品目及び数量が記載されており、使用可能な状態で常備されていること、シャワー点検、除染訓練等を定める要領について、実施計画を策定し、制定・改正を行うこととし、同月、原子炉第1課長は、除染キットの点検に係る要領書及びシャワー点検に係る要領書について、部内審議を経て制定し、点検を実施していることを確認した。

(b)グリーンハウス設置訓練等について

汚染事故の水平展開として実施中のグリーンハウス設置訓練等の対応状況を「業務連絡書 大洗汚染事故を踏まえたグリーンハウス設置・身体除染訓練の実施について（水平展開）」、「グリーンハウス設置及び除染についての訓練計画」、「保安教育訓練実施報告書」、「材料試験炉部長から各課へ水平展開指示」、「材料試験炉部品質保証技術検討会諮問・審議（承認）書」等の資料及び聴取により確認した。

- ・平成29年11月1日、安核部長は、汚染されたエリアからの退出、汚染者の除染、身体汚染測定に関する方法や手順を検討し、広範な身体汚染が発生した場合の汚染管理を踏まえた措置についてガイドラインを策定することとし、各拠点の放射線管理関連部署と連携してワーキンググループを設置することとしたこと、同年11月13日にワーキンググループの会合を開催して、検討方法等について議論したこと。また、平成29年11月1日、安核部長は、各拠点における作業室内全域の汚染及び重度の身体汚染を想定した訓練、及びグリーンハウスの設置に係る訓練を計画的に実施するため、その必要性を判断したうえで、平成29年12月までに各拠点の訓練年間計画を定めるよう指示したことを確認した。

- ・平成29年11月2日、安核部長は、重度の身体汚染を想定した訓練は多くの拠点で実施されてないとして、グリーンハウス設置、身体除染訓練の実施を各拠点に指示したこと、これを受けて大洗研の危機管理課長は、グリーンハウス設置、身体除染訓練の実実施計画について取りまとめ、大洗研内にメール等により周知したこと、当該計画において、施設の重要度等を考慮して、優先して実施する施設、早期に実施する施設、今後計画的に実施する施設の3つに区分し、HTTRとJMTRについては平成29年11月10日までに優先して実施する施設として実施したこと、訓練の着目点について、組立等の一連の作業が確実かつ迅速に行えるようにすること、身体除染については汚染の拡大等を生じさせずに実施できること等としていることを確認した。
- ・今回の保安検査において、グリーンハウス設置訓練等を実施した際の評価者等を対象とした、訓練の目的及び主旨、資機材の整備状況、訓練の想定と実施状況等に関するヒアリングを実施した結果、事業者が主に次のような自主的改善を実施することを聴取等により確認した。
  - イ. 安核部長及び大洗研の安全管理部長は、今回のグリーンハウス設置訓練は、要素的訓練であったことから、次年度からのグリーンハウス設置訓練では、より実践に近い訓練実施計画を立案するため、関係拠点間での事前のコミュニケーションを図った上で、訓練を実施していくこととし、各施設での設備、訓練実施結果等を共有するため、センター内で報告会を開催すること。
  - ロ. 大洗研の安全管理部長は、訓練の実実施計画において、訓練の着目点を示しているが、訓練を評価する評価者の評価基準が明確でなかったため、訓練評価者による評価に格差が生じないよう 着目点に評価するための基準を設けること。
  - ハ. 汚染事故時の負傷者の症状に応じた対応がマニュアル化されていないため、負傷者が発生した場合、その程度に応じた除染や搬出に関する対応方針を策定すること。
- ニ. グリーンハウス設置を必要とする箇所に対応した設備の準備が十分でなく、施設内でグリーンハウス設置が必要な場所に対応した資材を整備すること。
- ホ. 身体除染訓練として燃研棟での事象(半面マスク内部の汚染)を踏まえた、顔面汚染時の除染訓練の想定がなされておらず、半面マスク着用時の会話、発汗による半面マスク内部への汚染浸入を身体除染訓練時に体感できる訓練を継続的に実施すること。

- ハ. 放射線管理第2課において、 $\alpha$ 核種による汚染検査において、十分な測定ができなかったことに対する改善が不十分でスピード感をもった対応がなされておらず、放管員を対象に、 $\alpha$ 核種による身体汚染の汚染検査訓練を実施すること、また、 $\alpha$ 核種による汚染検査時の注意事項を、放管員の訓練に反映するとともに、放射線管理マニュアルに定め、今後の教育訓練に反映すること等。

以上のことから、保安検査で確認した範囲において、保安規定の遵守状況について違反は認められなかったが、燃研棟事故を踏まえた対応処置が引き続き実施されることから、今後も保安検査等において確認することとする。

## ②高経年化対策の実施状況

JMTRでは、高経年化対策としてタンクヤード内配管及びタンクの更新工事を実施中であるが、平成29年9月に作業員が負傷する事象が発生しており、そのことから放射線作業の安全対策等の実施状況について確認した。また、JMTRにおける常駐業者の管理、並びに排気ダクトを含む施設の巡視、点検の実施状況等について確認した。

### (a)タンクヤード内廃液配管、廃液タンクの工事について

JMTRのタンクヤード内配管、タンクの更新工事の実施状況、並びに平成29年9月に発生した作業員の負傷事象に係る対応状況について「原子炉施設の設計及び工事に係る品質保証計画書」、「タンクヤード廃液配管及び廃液タンク等の製作仕様書」、「放射線作業連絡票」、「保安教育訓練記録表」、「指定登録申請書」、「KY実施記録」、「放射線管理日報」、「不適合管理分科会登録票」、「品質保証推進委員会議事録」等の資料及び聴取により確認した。

- ・タンクヤード内配管、タンクの更新工事について、原子炉第2課長は、平成27年5月、大洗研の品質保証計画書に基づき、個別の業務プロセスの要領書等を明確にした業務の計画を作成していること、当該更新工事に係る仕様書においては、原子炉第2課長は、受注者に品質保証計画書の提出を求めていること、一般安全管理及び放射線管理について、作業の安全確保を最優先とし 受注者側にリスクアセスメントを実施させること、工事安全組織を明確にするよう求めていること、並びに作業に必要な資格、経験等を求めていることを確認した。また、撤去工事について、作業員の汚染と汚染飛散を防止するため、配管の切り出し作業等においてグリーンハウスの設営を求めていること、火花の出ない電動工具を使用することを求めていることを確認した。

- ・原子炉第2課長は、上記の仕様書について、大洗研が定める「調達要求事項の妥当性の確認」により、受注者が行うべき業務の範囲、要員の適格性確認に関する要求事項、検収条件に関する事項等について確認していること、平成28年11月、当該仕様書について、原子炉第2課の課内会議において打合せを実施していることを確認した。
- ・原子炉第2課長は、保安規定に基づき、作業者に保安教育を行い、施設管理統括者は、作業者を放射線業務従事者として指定していること、既設装置の撤去作業について、原子炉第2課長は、作業対象、安全上の注意事項、異常時の処理、作業フロー等を記載した作業要領書を業者に作成・提出させ、確認していること、当該工事の問題や進捗状況について打合わせるため、各課長が出席するJMTR諸課題工程管理会議を毎週開催し、また、当該工事の安全について打合わせるため、業者を含めた関係者が出席して、部安全衛生協議会連絡会を月1回開催していること、原子炉第2課長は、KY実施記録、作業日報、放射線管理日報、放射線被ばく管理記録により、日々の作業状況について確認を行っていることを確認した。
- ・平成29年9月6日、タンクヤード(管理区域)において、廃液配管及び廃液タンク等の更新工事のため、既設廃液タンクの台座をコンクリート基礎部から取り外す作業において、基礎部から台座を取り外すため台座を傾倒させた際、作業員の左足に台座の一部が接触し、ふくらはぎを負傷しており、当該事象について不適合管理を実施していること、また、事象発生から大洗研の通報連絡責任者への連絡までに約30分を要しており、不適合管理の内容として、作業中に負傷が発生したこと、並びに負傷発生後の対応に時間を要したとしていることを確認した。是正措置計画書については、平成29年10月に原子炉第2課長が作成し、これまでに部品品質保証技術検討会において3回、所の品質保証推進委員会において1回審議されており、現在も継続して審議中であることを確認した。

(b) JMTR常駐業者の管理について

JMTR特定施設の運転保守業務を実施している常駐業者の管理状況について「JMTR特定施設運転保守業務仕様書」、「特定施設運転保守業務実施要領書」、「運転作業日報」、「受注者品質監査管理要領」等の資料及び聴取により確認した。

- ・原子炉第1課長は、JMTR特定施設運転保守業務に関する仕様書において、運転保守業務の内容を明確にし、運転保守に必要な資格を明確にしていること、また、教育訓練の受講記録を提出させること等を記載していること、業者からの実施要領書等において、運転保守業務の内容、要員の組織図、教育訓練の実施計画表、

必要な資格を有していること等を確認していること、原子炉第1課長、原子炉主任技術者等は、日々の作業内容、教育訓練の実施状況等について、日報及び月報により確認を行っていること、また、作業前の要員のTBM-KYについて記録等により確認していること、TBM-KY実施時には、作業のリスクレベルを明確にし、大洗研の職員が同席して実施していることを確認した。

・原子炉第1課長は、年間請負の作業員による遮断器の誤操作により計画外部分停電等が発生する事象(平成29年5月)により、当該業者を対象として内部監査を実施することとし、目的、適用範囲、監査方法等を記載した監査管理要領を作成し監査員を指名したこと、監査リーダーは監査予定日、目的、監査項目等を記載した監査計画書を作成、監査員は平成29年10月31日に業者に対して監査を実施、監査結果報告書を取りまとめて、原子炉第1課長に報告していること、内部監査において、常駐業者において不適合管理が実施されていること、是正措置計画を立案して実施しており、再発防止対策としては、ヒューマンエラー防止対策の保安教育や決意表明書を作成していること、さらに、材料試験炉部は業者が実施するKY活動に参加していること、遮断器表示について識別しやすいよう改善したこと等を確認した。

#### (c) 巡視点検について

日本原燃株式会社再処理事業所等において確認された濃縮・埋設事業所加工施設における排気ダクトの腐食に関する保安規定違反等を受けて、各施設の日常の巡視点検の実施状況について、「運転手引」、「排気ダクト等の巡視及び点検記録」、「自主検査要領及び記録」、「材料試験炉施設の保守管理の改善計画」、「巡視及び点検表」、「排気ダクト等の保守管理要領」等の資料及び聴取により確認した。

・高温工学試験研究炉部においては、運転手引に巡視点検の対象設備、巡視頻度、実施方法等を定め、当該手引に従って実施していること、同手引に排気ダクトの点検範囲、点検方法、保守管理等を定めており、日常点検の他に、排気ダクトのみを対象とした点検を四半期に一度、高所部に設置された部分を含む排気ダクトの詳細点検を年に一度実施していること、巡視点検での目視による結果について、腐食の度合に応じてランクを設けていること、当該業務に係る保守要員について力量認定証により力量管理を行っていること。また、当該運転手引において、点検対象をより明確に記載した巡視点検の記録の改正について、平成29年11月のHTTR品質保証委員会の審議を経て改正しようとしていることを確認した。

・材料試験炉部においては、本体施設及び特定施設の運転手引において、日常の

巡視点検の対象設備、実施方法等を定め、当該手引に従って実施していること、加えて特定施設の運転手引において、排気ダクトについて腐食等の兆候が確認された場合には、詳細点検を実施して結果を記録することとしていること、また、高所部の排気ダクトについては、年1回以上の点検を実施することとしていることを確認した。

- ・平成28年4月、材料試験炉部長は平成27年度第2回保安検査での指摘事項を受けて、高経年化した施設に対する巡視点検の改善策として、安全上重要な設備以外の設備・機器についても、それらの故障が事故につながらないようにすること、特に高経年化した電気設備や配管類について、巡視点検により劣化兆候を把握することとして、手引き等の見直しに係る改善計画を作成したこと、平成28年12月、当該計画に基づき、本体施設及び特定施設の巡視点検記録の見直しを行い、対象とする設備・機器をより詳細に記載したこと、また、各設備の「気がかり事象」として、漏洩、破損等の事象を記録様式に記載したこと等の改善を図ったことを確認した。
- ・環境保全部においては、部長が定める運転手引に、日常の巡視点検の対象設備、点検項目、頻度等を定め、配管、配電盤等について外観に異常を認められた場合、巡視点検記録に具体的な変形、腐食等の状態、補修の要否を記録し、廃棄物管理課長の評価を受けることとしていること、高所部の排気ダクトについては、四半期毎に詳細な外観点検を実施することとしていることを確認した。
- ・環境保全部の共用施設においては、当該施設を所掌する環境保全部廃棄物管理課長が定める運転・保守業務手順書において、共用施設における具体的な対象設備、点検項目等を定め、巡視点検を実施していること、排気ダクトに変形、腐食等が認められた場合、外観点検記録に詳細な点検結果を記載し、廃棄物管理課長の行う評価を受けており、塗装等の措置を実施していることを確認した。

以上のことから、保安検査で確認した範囲において、保安規定の遵守状況について違反は認められなかった。

### ③ 不適合管理の実施状況

前回の平成29年度第2回保安検査において、HTTRにおける文書管理、並びに施設定期検査期間が長期に及ぶ場合の施設定期自主検査について、改善すべき事項が確認されており、不適合管理を実施していることから、その対応状況について確認した。

#### (a) 施設定期自主検査について

前回の保安検査において、平成28年度の施設定期自主検査は、HTTR運転管理課長が定める「HTTR運転管理課 年間業務計画」に従って漏れなく実施されていることを確認した。一方、部長が定める「検査実施要領」に関して、施設定期検査期間が長期に及ぶ場合の施設定期自主検査について、当該検査を毎年実施していないとの説明があり、施設定期自主検査に対する認識が不足していることが確認されたことから、速やかに改善すべきであることを指摘し、事業者において不適合管理を実施しており、その実施状況を「部内定例会議報告書」、「不適合管理分科会議事録」、「品質保証委員会議事録」、「是正処置計画書」等の資料及び聴取により確認した。

- ・当該指摘事項について、高温工学試験研究炉部の計画課長は、保安検査後に「コミュニケーション記録」を作成し、各課長の確認を得た後、部長の承認を得ていること、平成29年9月に開催されたHTTR定例会議において、当該指摘事項が報告され、部内に周知されたこと、平成29年10月に開催された大洗研の不適合分科会において、不適合管理分科会登録票をもとに当該指摘事項が審議され、不適合区分のランクC⑨（部長が品質保証の観点から不適合管理が必要と判断した場合）の不適合と判断されたことを確認した。
- ・平成29年10月に運転管理課長が作成し、部長が承認した不適合報告書において、不適合の内容として、施設定期自主検査は施設定期自主検査を受ける時期毎に行うこととの試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則の要求に対する認識が不足していることを確認していること、また、指摘事項として正式に確認された後に、不適合区分のランクC⑤（保安検査において指摘事項が出された場合）に変更する方針であることを確認した。
- ・平成29年11月、運転管理課長が作成し、部長が承認した是正措置計画書についてHTTR品質保証委員会において審議され、不適合区分のランクC⑤と変更されたこと、当該計画書において、施設定期自主検査実施計画は、施設定期自主検査を毎年実施する計画となっていないこと、並びに検査実施要領には当該自主検査を自主保安で実施する記載となっていることから、是正処置を実施していること、また、是正処置として、施設定期自主検査実施計画を変更し、長期停止中においても毎年検査が必要な項目を追記すること及び検査実施要領を変更し、長期停止中における検査の実施を明記するとしていることを確認した。

(b) HTTRにおける文書管理について

平成29年8月に実施した前回の保安検査において、高温工学試験研究炉部の

「文書及び記録の管理要領」について、当該要領書の「品証文書」の定義が、大洗研の品質保証体系と異なり、範囲を限定していること、また、当該要領書において、「その他の文書」の用語を使用するなど、管理対象文書の範囲にあいまいな点が確認されたことから、速やかに改善すべきであることを指摘し、事業者において不適合管理を実施しており、その実施状況を「文書及び記録の管理要領」、「HTTR定例会議報告書」、「不適合管理分科会議事録」、「品質保証委員会議事録」、「不適合報告書」、「是正処置計画書」等の資料及び聴取により確認した。

- ・当該指摘事項について、HTTR計画課長は、保安検査後に指摘事項を記載した「コミュニケーション記録」を作成し、各課長の確認を得た後、部長の承認を得ていること、HTTR計画課長は、平成29年9月、改定すべき文書と改定内容を文書のレビューに関する調査票を作成し、同月に開催されたHTTR定例会議において報告していること、平成29年10月に開催されたHTTR定例会議において、HTTR部長は、対応方針について大洗研の安全管理部と協議して進めるようHTTR計画課長に指示し、同課長は、安全管理部と協議したことを確認した。
- ・平成29年10月に開催された大洗研の不適合分科会において、当該指摘事項が不適合管理分科会登録票をもとに審議され、不適合区分のランクC⑨（部長が品質保証の観点から不適合管理が必要と判断した場合）の不適合と判断されたことを確認した。
- ・平成29年10月に運転管理課長が作成し、部長が承認した不適合報告書において、不適合の内容として、「文書及び記録の管理要領」について、当該要領書の「品証文書」の定義が、大洗研の品質保証体系と異なり、範囲を限定していること、また、当該要領書において、「その他の文書」の用語を使用するなど、管理対象文書の範囲にあいまいな点があることを確認していること。さらに、指摘事項として正式に確認された後に、不適合区分のランクC⑨（部長が品質保証の観点から不適合管理が必要と判断した場合）からランクC⑤（保安検査において指摘事項が出された場合）に変更する方針であること。平成29年11月、運転管理課長が作成し、部長が承認した是正措置計画書について、HTTR品質保証委員会において審議され、不適合区分のランクC⑤と変更されたこと、当該不適合の原因として、平成24年度に大洗研と高温工学試験研究炉部の文書の管理要領において、共通化が図られたが、その時の共通化の記載の程度が不十分であったこと等としており、部要領の記載の適正化が必要であると判断していること。また、是正処置として、センターの文書管理要領と整合させるための部要領の変更、及び管理対象範囲を明確にする記載の変更等の改善を行うこと、「教育・訓練管理要領」

についてもセンター要領との整合性を図ることとしていることを確認した。

以上のことから、保安検査で確認した範囲において、保安規定の遵守状況について違反は認められなかったものの、改善事項については、引き続き保安検査等において確認する。

(3)違反事項(監視すべき事項を除く。)

なし

4. 過去の違反事項(監視すべき事項を除く。)に対する事業者の措置状況

なし

5. 特記事項等

なし

(別添1)

### 平成29年度第3回保安検査日程

月 日	11月14日(火)	11月15日(水)	11月16日(木)	11月17日(金)
午 前	●初回会議	●検査前会議	●検査前会議	●検査前会議
	○不適合管理の実施状況 ○予防処置の実施状況	○高経年化対策の実施状況	○高経年化対策の実施状況	○予防処置の実施状況
午 後	○予防処置の実施状況 ○高経年化対策の実施状況	○高経年化対策の実施状況 ○不適合管理の実施状況	○予防処置の実施状況 ○高経年化対策の実施状況	○予防処置の実施状況
	●チーム会議 ●まとめ会議	●チーム会議 ●まとめ会議	●チーム会議 ●まとめ会議	●チーム会議 ●まとめ会議 ●最終会議

※○:検査項目、●:会議等